

平成29年10月10日

労働基準局

労働基準局長 山越 敬一 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

代表理事 大濱 眞

〒134-0085 東京都江戸川区南葛西5-13-6

TEL. 03-5605-0871/FAX. 03-5605-0872

平成29年度労災関係要望

- 1 介護(補償)給付の見直しを図ること
再三要望しているところで今年5月17日にもあらためて別添の要望をしたところであり、検討結果を知らせていただきたい。
- 2 併発疾病の見直しを含めせき損者が死亡した場合の遺族(補償)給付の取扱いの改善を検討すること
昨年度の要望に対して、平成25年度に実施した、平成23年度のせき損者の死亡原因と労災上の取扱いについての調査結果を紹介していただいたが、その後の状況の把握したうえで、表記の検討を求めたい。
遺族(補償)給付の場合に限定されるものではないが、高齢の労災脊損者・介護者の労災補償(給付)請求等に対する支援についても検討いただきたい。
- 3 補装具費支給(車椅子等)の運用について、併給が認められない事例を改善すること
具体的に、以下のような問題がある。
事例① 移乗用リフトと車椅子の併給－移乗用リフトは移乗用(ベットから車椅子・車椅子からトイレ・車椅子からお風呂など)道具であり、車椅子は必需品である(寝た切りにならないためにも)。
事例② 電動車椅子と手動車椅子－電動車椅子使用者の中には家庭内などでは自走車いす要望がある。家庭内では広さの制約のため電動が使えないため、電動車椅子は、長時間・長距離の移動には大変有効な道具ですが、家庭内では広さの制約のため使用が困難なので自走式車椅子の併給を求める。
- 4 平成27年12月22日付け「障害(補償)年金を受ける者が再発による傷病(補償)年金又は休業(補償)給付を受給する場合の事務処理上の留意点について」発出後の運用状況について把握するとともに、必要な改善を図ること
昨年度、「ご要望を踏まえて把握する方法を検討したい」とご回答いただいたところであり、検討の結果を知らせていただきたい。

(別添)

労災介護(補償)給付の見直し要望

労災補保険介護(補償)給付は、1996年度から導入された。当時の施行通達(平成8年3月1日付け基発第95号)は、その趣旨を次のように説明しています。

「労働災害によって被った損害の填補を行うという労災保険制度の本来の趣旨にかんがみると、労働災害の結果として、労働者が介護を要する状態となり、それによって生じた介護を受けることに伴う費用の支出等の損害については、単なる附帯事業としてではなく、労災保険で当然に填補すべき損害として位置付けて給付を行うことが適当であるとの考えにより、保険給付として介護補償給付及び介護給付を創設することとされたものである」。

これは、法律が1997年に制定され、2000年度から施行された介護保険よりも前に導入された制度で、介護保険法第20条(他の法令による給付との調整)で、「介護給付又は予防給付は、当該要介護状態又は要支援状態につき、労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他の法令に基づく給付であって政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けるときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であって国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない」と規定され、介護保険法施行令第11条が「政令で定める限度」を労災介護(補償)給付については「受けすることができる給付(介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る)」と定めています。重複部分については、労災保険が介護保険に優先するという事です。

労災被災者の「介護を受けることに伴う費用の支出等の損害」は「労災保険で当然に填補すべき」という理念は確立されているものの、労災補保険介護(補償)給付の仕組み自体は、介護保険導入という大きな節目のときにも、またその後も含めて、20年以上見直しが行われていません。とりわけ、労災脊損者の今日の実情に応えるために、労災補保険介護(補償)給付の見直しを求めるものです。

2017年5月17日

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

代表理事 大濱 真

〒134-0085 東京都江戸川区南葛西5-13-6

TEL. 03-5605-0871/FAX. 03-5605-0872